

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年7月10日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分の違法・不当を主張するものと解される。

〇〇区から送付された生活扶助費の改定に関するパンフレット（「生活保護せいかつほごを利用している皆様みなさまへ」と題するもの。以下「パンフレット」という。）によれば、生活扶助費の切り下げは、最大でもマイナス5パーセントまでであると記されているにもかかわらず、請求人の場合、当該減額率を超えて減額されている。ほかにも、生活扶助費の算出方法に疑義がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年3月9日	諮問
令和2年6月22日	審議（第44回第4部会）
令和2年7月21日	審議（第45回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、年齢区分、級地区分等に応じて要保護者各々について具体的に決定される。

法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

(1) 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・1によると、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができる」とされ、「4月1日に行う切替えは、3月31日

までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行う」とされている。

保護基準別表第9によると、東京都区部の級地区分は1級地-1である。また、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第1類によると、年齢区分は、「〇〇歳～〇〇歳」と「〇〇歳～〇〇歳」では異なる区分とされ、それぞれの区分における基準額が定められている。

(2) 年金等の収入について

局長通知第8・1・(4)・アによると、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(3) 介護保険料の特別徴収について

局長通知第8・1・(4)・イによると、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」とされている。

〇〇区介護保険条例によると、令和元年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、介護保険法施行令39条1項1号ロに掲げる者については、年額29,025円である。なお、ここにいう第一号被保険者とは、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者のことをいうとされ（介護保険法9条1号）、また、介護保険法施行令39条1項1号ロに掲げる者とは、被保護者（現に生活保護を受けている者。法6条1項）をいうものである。

また、〇〇区における各期の介護保険料の徴収について、〇〇区ホームページによれば、「保険料は所得状況に応じて決定するため、前年度の所得がわかる6月以降でなければ決定することができません。そのため、本徴収は10月からとなり、4月、6月、8月は原

則として前年度の2月と同じ額が天引きされる仮徴収が行われます。10月以降（本徴収期間）は、決定したその年度の保険料から4月、6月、8月（仮徴収期間）における納付額を引いた残額を、10月・12月・2月の3回に分けて徴収することになります。

4月～翌年3月までの年度を通じて、年間保険料をいただくよう調整しています。各期の保険料は均等にはなりません」と説明されている。

以上から、請求人の令和元年度各期の介護保険料の特別徴収額（当該月とその翌月分に相当する。）については、4月期及び6月期が各6,100円（月額各3,050円）、8月期が2,425円（月額各1,212円）、10月期、12月期及び2月期が各4,800円（月額各2,400円）と決定されたものである。

2 本件処分の検討

- (1) 請求人の生年月日は、〇〇年〇〇月〇〇日であり、〇〇年〇〇月〇〇日で満〇〇歳となったことから、処分庁は、局長通知第10・1に基づき、平成31年4月1日を変更日として、請求人の年齢区分を「〇〇歳～〇〇歳」から「〇〇歳～〇〇歳」へ変更し、「〇〇歳～〇〇歳」の区分における基準額を適用したところ、請求人に係る基準生活費の額が月額74,150円と算定されたことから、同日を変更日とする保護変更決定（以下「4.1処分」という。）に係る基準生活費を74,150円と認定したものと認められる。
- (2) そして、請求人の年金受給額は、令和元年6月期以降、それまでの133,510円（月額66,755円）から133,620円（月額66,810円）に改定されたことから、変更日を同年6月1日とする保護変更決定（以下「6.1処分」という。）において、局長通知第8・1・(4)・アに基づき、請求人の収入に係る年金月額を66,810円と認定したことが認められる。

ところで、令和元年6月分の支給保護費は、もともと請求人の年金収入月額を66,755円と認定した上で、支払済みであったこ

とから、改定後の年金受給月額（66,810円）との差額55円を、過払金相当額として収入充当する旨を告知した上、本件処分において、現に収入充当したことが認められる。

- (3) さらに、請求人は、〇〇区内に住所を有し、かつ平成25年7月3日に65歳になったのであるから、同日以降継続して介護保険の第一号被保険者であることが認められる。また、〇〇区においては、令和元年8月期の請求人に対する特別徴収額が2,425円と決定されたことを受けて、本件処分において、収入充当額から控除すべき特別徴収月額を1,213円と算定したことが認められる。

なお、年金額改定通知書には、介護保険料額の特別控除額として6,100円が記載されているものであるが、これは、あくまで6月と同じ額を仮に記載しているものに過ぎず、8月以降の控除の決定額は市区町村から送付される通知書の額によるものとされていることから、令和元年8月期の介護保険料特別控除額は2,425円と定まり（上記1・(3)）、特別徴収月額は1,212円と算定されるべきものである。これに対し、処分庁は、特別徴収月額の算定に当たり、円未満の端数を繰り上げて1,213円と算定したものであるが、当該繰り上げについては、請求人に有利な取扱いとなるものであるから、そのことをもって、本件処分を取り消すべき瑕疵とすることはできない。

- (4) 以上のとおり、処分庁は、4.1処分における年齢区分の変更に伴う基準生活費の改定及び6.1処分における年金受給額の改定に伴う収入充当額の改定の後、それぞれの額に異動がないことを踏まえて、介護保険料特別徴収額の変更及び上記(2)の過払金相当額の収入充当を理由として本件処分を行い、「・介護保険料控除（特別徴収額）の認定変更 ・その他非稼働収入の認定」との理由を付した本件処分通知書を請求人に送付したことが認められる。

この上で、本件処分をみると、法の規定に則って適正に行われたものであり、また、介護保険料の特別徴収月額の算定のほか、保護

費の算定に係る違算等も認められない。したがって、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、上記2に示したとおり、本件処分は、法令等に従って適正になされ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかである。

なお、請求人は、パンフレットを示して、生活扶助費の切り下げは最大でもマイナス5パーセントに留まるところ、当該減額率を超えて減額されていると主張するが、当該主張の根拠とするパンフレットは、あくまで平成30年10月以降に実施された生活保護基準の見直しの概要について案内したものに過ぎない（なお、本件については、生活保護基準の見直しによる生活扶助費の減額幅は、5パーセント以内となっている。）。

これに対して、請求人の場合、上記平成30年10月の生活扶助費の切り下げのほか、年齢基準の改定に伴う基準生活費の減額改定（令和元年4月実施）、加えて介護保険料特別徴収額の改定（同年8月実施）が順次行われ、それらの各改定が本件処分の保護費支給額の低下に反映したものである。

そうとすると、上記請求人の主張は、誤解に基づくものであり、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美